

課税のしくみについて

市民税

市民税とは、市が行政サービスを提供するために必要な費用を、前年の所得に応じて市民の皆様にご負担していただく税金で、県民税とあわせて住民税と呼ばれています。また、市民税は個人にかかる個人市民税と、法人等にかかる法人市民税があります。

個人市民税

●納税義務者

- ① 1月1日現在、市内に住所を有する個人…均等割と所得割
- ② 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない方…均等割のみ

※上記の①又は②に該当する方であっても所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

●税額計算方法

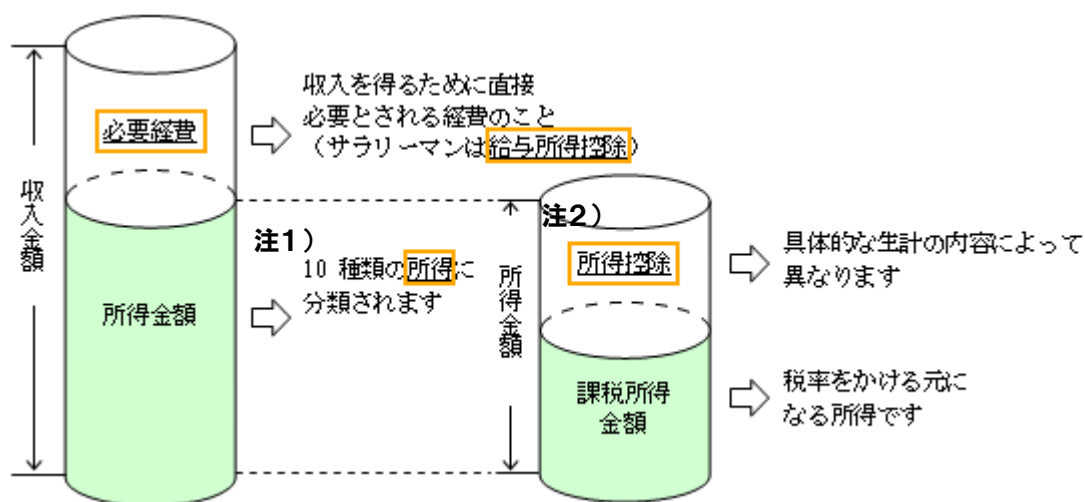
$$\boxed{\text{税 額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}}$$

$$\text{「 所得割額} = \text{課税所得金額} (\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除} \text{」}$$

※課税所得金額とは…

所得割の税率を乗じる対象となる所得のことで、次の算式で求められます。

$$\text{前年中の収入金額} - \text{必要経費} (\text{給与所得は給与所得控除}) - \text{所得控除}$$



注1…所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。所得の種類は、所得税と同じく①事業所得、②不動産所得、③利子所得、④配当所得、⑤給与所得、⑥雑所得、⑦一時所得、⑧退職所得、⑨山林所得、⑩譲渡所得の計10種類です。

注2…納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族があるかどうかなど個人的な事を考慮し、実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引く額です。

第2章 課税のしくみについて

法人市民税

●納税義務者

納税義務者	納めるべき税額
市内に事務所・事業所がある法人 (人格のない社団等で収益事業を営むものを含む。)	均等割額 法人税割額
市内に寮・宿泊所等があるが、事務所又は事業所がない法人	均等割額
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うもの	法人税割額

●税額計算方法

$$\text{【 税額 } = \text{ 均等割額} + \text{法人税額} \times \text{税率 (8.4\%)} \text{】}$$

(令和元年10月1日以降に始まる事業年度)

均等割の金額は下表のとおりです。

資本金等の額 ※注意 1	久留米市内の従業者数 (50 人超)	久留米市内の従業者数 (50 人以下)
50 億円を超える法人	300 万円	41 万円
10 億円を超え、50 億円以下の法人	175 万円	41 万円
1 億円を超え、10 億円以下の法人	40 万円	16 万円
1,000 万円を超え、1 億円以下の法人	15 万円	13 万円
1,000 万円以下の法人	12 万円	5 万円
上記以外の法人など	5 万円	

注意 1・・・平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」となります。

固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課税される税です。

※償却資産とは、事業のために使うことのできる機械や備品などで、自動車等を除きます。

●納税義務者

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している人（原則として固定資産課税台帳に所有者として登録されている人）

●税額計算方法 【 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$ 】

課税標準額…土地・家屋については、国が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに評価替えを行い、その評価額をもとに算出します。

また、償却資産については、個々の資産の取得価格又は前年度の評価額をもとに算出します。

免 税 点 …市内に同一人（同一の共有形態）で所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。

・土地は30万円 ・家屋は20万円 ・償却資産は150万円
（なお、令和9年度からは土地は30万円、家屋は30万円、償却資産は180万円に変更となります）

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業等に充てるための目的税で、固定資産税とあわせて納めていただく税です。

●納税義務者

毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

●税額計算方法 【 $\text{税額} = \text{課税標準額} \times 0.3\%$ 】

課税標準額…固定資産税と同じく土地・家屋の評価額をもとに算出します。

特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地の供給促進を図るため、土地の所有又は取得に対してかかる税です。

●納税義務者 … 5,000㎡以上の土地所有者又は取得者

●税率 … 保有は1.4%、取得は3%

※ ただし、平成15年度以降、当分の間は新たな課税は行われません。

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税です。

- 納税義務者 … 4月1日現在、軽自動車等を所有している個人又は法人
- 税率 … 軽自動車等の種類、排気量などによって定められています。
- 納税の方法 … 納期限までに、納付書もしくは口座振替等により納付します。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、卸売販売業者などが、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税です。

- 納税義務者 … 卸売販売業者等（たばこの小売価格には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのはたばこの購入者です。）
- 税率 … 売り渡し本数1,000本につき6,552円
- 納税の方法 … その月に売り渡したたばこの本数に税率をかけて算出した税額を、翌月末までに申告・納付します。

入湯税

鉱泉浴場に入湯したときにかかる税で、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税です。

- 納税義務者 … 入湯客
- 税率 … (宿泊) 1人1泊あたり150円・(日帰り) 1人1日あたり30円
- 納税の方法 … 鉱泉浴場の経営者など(特別徴収義務者)がその月分の税額を、翌月15日までに申告・納付します。

事業所税

事業所税は道路、ごみ処理、公害防止、上下水道、公園、学校、図書館など都市基盤の整備及び改善に要する費用に充てるため、地方税法で人口30万人以上(※)の都市等が課税することを義務付けられた目的税です。

- 納税義務者
市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。
- 税率
「資産割」…事業所用家屋の延床面積1㎡につき600円
「従業者割」…従業者給与総額に対して0.25%
- 納税の方法 … 納税者が自ら事業所用家屋の延床面積や給与総額を算出し、税額を計算して申告・納付します。
(法人の場合) 事業年度終了の日から2ヶ月以内
(個人の場合) 事業を行った年の翌年の3月15日まで

※久留米市は、地方税法等に規定されている人口30万人の要件を下回りました。
これに伴い、令和8年5月29日(指定取消日)以降に事業年度が終了した事業所には、課税しないことになりました。